

宮崎県新市町村合併支援プラン

平成18年3月

宮崎県市町村合併支援本部

目 次

| | | | |
|------|------------------------|-------------------------------|---------------|
| 第一 | 支援方針 | 1 趣旨 | } . . . 1頁～2頁 |
| | | 2 支援対象 | |
| | | 3 支援に関する基本的な考え方 | |
| 第二 | 支援プラン | 1 人的支援 | 2頁 |
| | | 2 財政的支援 | 3頁 |
| | | 3 情報提供、権限委譲などその他の支援 | 4頁 |
| 第三 | 支援体制 | | 5頁 |
| (参考) | 市町村合併支援本部体制等 | | 6頁～8頁 |

第一 支援方針

1 趣 旨

地方分権の進展や少子・高齢化の進行、日常生活圏の拡大、国・地方を通じた著しい財政状況の悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化していく中で、住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、高度化・多様化する住民のニーズに的確に対応し、効率的・効果的に行財政運営を行っていくことが求められている。その要請に応えていくためには、市町村の行財政基盤の強化は不可欠であり、そのための有効な方策の一つが市町村合併である。

本県では、「市町村の合併の特例に関する法律」いわゆる旧合併特例法の下、県内各地域での熱心な取組みの結果、平成18年3月に31市町村となったところである。

一方、国においては地方分権の一層の推進や人口減少社会及び広域行政への対応、より効果的・効率的な行財政運営の実現等の要請に応えていく必要があるとして、平成17年4月に「市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）」を施行し、引き続き自主的な市町村の合併を推進している。

そのような中、本県では、合併新法に基づき、平成18年3月に「宮崎県市町村合併推進構想（以下「合併構想」という。）」を策定し、自主的な市町村合併を推進していくこととしている。

この新市町村合併支援プランでは、平成17年8月に国の市町村合併支援本部で策定された「新市町村合併支援プラン」の積極的な活用を図るとともに、本県独自の支援策を取りまとめ、市町村合併に向けた取組み及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援していくものである。

2 支援対象

- ①：合併構想に位置付けられた構想対象市町村
（以下「構想対象市町村」という。）
- ②：平成22年3月末までに合併した市町村
（以下「合併市町村」という。）

3 支援に関する基本的な考え方

(1) 構想対象市町村に対する支援

国の「新市町村合併支援プラン」等を活用し、人的、財政的支援など総合的な支援策を講ずる。

(2) 合併市町村に対する支援

- ① 国の「新市町村合併支援プラン」の活用により、合併後の市町村のまちづくり等を積極的に支援する。
- ② 「合併市町村基本計画」に位置付けられた県事業の優先採択、重点投資、市町村事業に対する補助金、交付金等の優先採択に努める。

第二 支援プラン

1 人的支援

| 支 援 内 容 | 支 援 対 象 | |
|---|---------------|-----------|
| | 構 想 対 象 市 町 村 | 合 併 市 町 村 |
| ① 市町村合併アドバイザー事業 合併協議会等の要請に応じ、県内外の有識者を県費負担により講師等として派遣する。 | ○ | |
| ② 研修会等への県職員の派遣 市町村、市町村議会、民間団体等の要請に応じ、県職員を講師として派遣する。 | ○ | |
| ③ 法定合併協議会への県職員の参画及び派遣 関係市町村の要請に応じ、法定合併協議会に県職員を委員等として参画させるとともに、必要に応じ、事務局に県職員を派遣する。 | ○ | |
| ④ 合併市町村等と県との人事交流 合併市町村等の要請に応じ、合併に向けての準備と合併後のまちづくりを支援するため、県との人事交流を推進する。 | ○ | ○ |
| ⑤ 新たな事務処理に関する助言や講師の派遣 関係市町村の要請に応じ、合併に伴い発生する福祉関連業務等の新たな事務を円滑に処理することができるよう助言や講師の派遣を行う。 | ○ | ○ |

2 財政的支援

| 支 援 内 容 | 支 援 対 象 | |
|---|---------------|-----------|
| | 構 想 対 象 市 町 村 | 合 併 市 町 村 |
| <p>① 合併協議会補助金 法定合併協議会の運営に要する経費の一部を補助する。 単年度補助限度額： 1市町村 500万円 総補助限度額： 1市町村1000万円 交付期間： 3カ年度以内</p> | ○ | |
| <p>② 新市町村合併支援交付金 合併市町村又は合併を議決した構想対象市町村が行う新たなまちづくり等を支援するため、「合併市町村基本計画」に位置付けられた事業等の実施に要する経費について交付金を交付する。 基本額： 合併関係市町村数×1億円 交付限度額： 7億円 交付期間： 合併年度及びこれに続く5カ年度以内 ただし、電算システムの統合等のため必要があると認められる場合は、合併を議決した年度から交付することができる。</p> | ○ | ○ |
| <p>③ 元気のいい地域づくり総合支援事業 複数の市町村及び合併市町村等が自ら提案・実行する広域連携による取組など広域的波及効果のある事業に対して支援する。 補助限度額： 1億円（県の採択を受けた「元気のいい地域づくり計画」1件についての3カ年度以内の総額）</p> | ○ | ○ |
| <p>④ 元気市町村支援資金貸付事業 市町村が防災対策や行財政スリム化等当面する課題の解決を図るために取り組む事業に対し、無利子資金を貸し付ける。</p> | ○ | ○ |

3 情報提供、権限移譲などその他の支援

| 支 援 内 容 | 支 援 対 象 | |
|--|------------------|-----------|
| | 構 想 対 象 市 町 村 | 合 併 市 町 村 |
| <p>① 市町村合併の広報・啓発</p> <p>合併構想の内容や市町村合併の必要性などについて、講演会を開催するとともに、パンフレットの作成・配布などの重点的な広報、啓発を行い、合併気運の醸成を図る。</p> | ○ | |
| <p>② 市町村への助言</p> <p>市町村が合併を検討するに際し、住民に対して今後の行財政の見通しや将来のまちづくりなどについての情報提供を行う場合に、必要な助言を行う。</p> | ○ | |
| <p>③ 権限移譲の推進（市町村権限移譲推進事業）</p> <p>住民に身近な行政はできる限り市町村に委ねることを基本に、県の権限に属する事務について、市町村の希望に応じた市町村への権限移譲を積極的に推進する。なお、移譲に際しては、財政支援など、移譲された事務が円滑に執行できるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> | ○ | ○ |
| <p>④ 県が策定する各種計画における圏域等の見直し</p> <p>県が策定する各種計画における圏域や、警察署の管轄区域、県の出先機関の所管区域等について、合併市町村の意向等を踏まえ、行政の効率性、住民の利便性など、総合的な観点から見直しを図る。</p> | | ○ |
| <p>⑤ 新市町村の広報</p> <p>新市町村をPRするため、県における広報活動等の機会を通じて、県内及び全国的に情報を発信する。</p> | | ○ |

第三 支援体制

- 1 知事を本部長とする「宮崎縣市町村合併支援本部」により、市町村合併を全庁的、総合的に支援する。
- 2 西臼杵支庁、各農林振興局に設置した「地域市町村合併支援本部」により、地域の実情に応じた支援を行う。
- 3 「市町村合併相談コーナー」において、市町村合併に関する情報の提供や各種の相談に応じる。
- 4 合併協議会における「合併市町村基本計画」の策定に当たっては、全庁的に協力する。
- 5 合併市町村における道路、農道、林道等の整備について、担当部局間の調整を図る「市町村合併支援道路等整備プロジェクトチーム」により、合併市町村の一体化を支援する。

(参考)

平成18年4月現在

[本庁]

○ 市町村合併支援本部

| 区 分 | 職 名 |
|------|--|
| 本部長 | 知事 |
| 副本部長 | 副知事 |
| 本部員 | 出納長 総合政策本部長 総務部長 地域生活部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木部長 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長 |

○ 幹事会

| 区 分 | 職 名 |
|-----|---|
| 幹事長 | 地域生活部次長 (地域政策担当) |
| 幹 事 | 総合政策課長 広報企画監 総務課長 行政経営課長 生活・文化課長 市町村課長 地域振興課長 市町村合併支援室長 福祉保健課長 環境森林課長 商工政策課長 農政企画課長 管理課長 会計課長 企業局総務課長 病院局経営管理課長 教育庁総務課長 警察本部警務課長 |

○ 事務局

地域生活部 市町村合併支援室

Tel:0985-26-7546 Fax:0985-27-7919

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/chiiki/gappei/gappei_info/index.html

E-mail : shichosongappei@pref.miyazaki.lg.jp

[各地域]

○ 地域支援本部

(◎印：地域本部長)

| 地域本部の名称 | 地域本部長及び地域本部員 |
|---|---|
| <p>宮崎東諸県地域市町村合併支援本部</p> <p>[事務局] 中部農林振興局 総務課 Tel:0985-26-7278 Fax:0985-26-7319</p> | <p>◎中部農林振興局長 宮崎県税事務所長 中部福祉事務所長 中央保健所長 宮崎土木事務所長 高岡土木事務所長 宮崎教育事務所長</p> |
| <p>日南・串間地域市町村合併支援本部</p> <p>[事務局] 南那珂農林振興局 総務課 Tel:0987-23-4311 Fax:0987-23-1456</p> | <p>◎南那珂農林振興局長 日南県税事務所長 中部福祉事務所長 日南保健所長 日南商工労政事務所長 日南土木事務所長 串間土木事務所長 南那珂教育事務所長</p> |
| <p>都城北諸県地域市町村合併支援本部</p> <p>[事務局] 北諸県農林振興局 総務課 Tel:0986-23-4508 Fax:0986-22-7473</p> | <p>◎北諸県農林振興局長 都城県税事務所長 北・西諸県福祉事務所長 都城保健所長 都城商工労政事務所長 都城土木事務所長 北諸県教育事務所長</p> |
| <p>西諸地域市町村合併支援本部</p> <p>[事務局] 西諸県農林振興局 総務課 Tel:0984-23-3164 Fax:0984-22-7884</p> | <p>◎西諸県農林振興局長 小林県税事務所長 北・西諸県福祉事務所長 小林保健所長 都城商工労政事務所長 小林土木事務所長 西諸県教育事務所長</p> |

| 地域本部の名称 | 地域本部長及び地域本部員 |
|--|---|
| <p>西都児湯地域市町村合併支援本部</p> <p>[事務局] 児湯農林振興局 総務課 Tel:0983-22-1362 Fax:0983-23-4446</p> | <p>◎児湯農林振興局長 高鍋県税事務所長 児湯福祉事務所長 高鍋保健所長 西都土木事務所長 高鍋土木事務所長 児湯教育事務所長</p> |
| <p>宮崎県北部地域市町村合併支援本部</p> <p>[事務局] 東臼杵農林振興局 総務課 Tel:0982-32-6134 Fax:0982-35-5371</p> | <p>◎東臼杵農林振興局長 日向県税事務所長 延岡県税事務所長 東臼杵福祉事務所長 日向保健所長 延岡保健所長 延岡商工労政事務所長 日向土木事務所長 延岡土木事務所長 東臼杵教育事務所長</p> |
| <p>西臼杵地域市町村合併支援本部</p> <p>[事務局] 西臼杵支庁 総務課 Tel:0982-72-2181 Fax:0982-72-3760</p> | <p>◎西臼杵支庁長 西臼杵支庁次長（総括） 西臼杵支庁次長 （土木技術担当） 西臼杵支庁総務課長 西臼杵支庁福祉課長 西臼杵支庁農政水産課長 西臼杵支庁林務課長 西臼杵支庁土木課長 高千穂保健所長 延岡商工労政事務所長 西臼杵教育事務所長</p> |